

第23回 特定個人情報保護評価「第三者点検」 議事録

日 時	令和6年11月21日（木）10:00～10:45
項 目	地方税の賦課徴収に関する事務に係る特定個人情報保護評価について（公開審議）
出席者	審査会委員 時枝会長、姜委員、川島委員、神原委員、重永委員 財政・変革局税務部税制課 広村課長、古賀係長、大寺係長、高橋主任
事務局	総務市民局文書館 阪本館長、森下係長、林主査
傍聴人	0人
内 容	

○諮問序説明

（税制課）

本日は、地方税の賦課徴収に関する事務に係る特定個人情報評価書全項目評価書の改訂に伴う審査をお願いいたします。

今回の改訂は、前回実施から5年経過したことによる再実施として行います。

再実施は指針及び規則15条に定められており、本来であれば前回実施から5年経過前の再実施が求められていますが、これについては努力義務のため令和6年5月の番号法改正が行われたことから、改正内容を含めて再実施することといたしました。5年経過しておりますが、5年経過前の再実施は努力義務のため法令上の問題はございません。

それでは資料に沿ってご説明いたします。

「1 特定個人情報保護評価について」でございます。

マイナンバーを含む個人情報を特定個人情報といい、特定個人情報に紐づけ可能な情報の範囲を特定個人情報ファイルといいます。行政機関の長である市長は特定個人情報を管理するにあたり、特定個人情報の漏えいなどの危険性を自ら分析し、その危険性に対する対策を評価することとされています。その評価をまとめたものが評価書となり、住民の皆様から意見を聴取し、第三者による点検を受けた後、北九州市や個人情報保護評価委員会のホームページ等で公表しております。この一連の手続きは、特定個人情報保護評価として番号法に定められております。

続いて、「2 評価の再実施について」でございます。

番号法では1年ごとの定期的な見直しに加えて、評価を再実施しなければならないとされています。これは特定個人情報保護評価に関する規則に定められております。

具体的には、①重要な変更を加えようとするとき（規則第7条）、②しきい値判断の結果が変わり、新たに評価を実施するものと判断されたとき（規則第8条）、③一定期間（5年）経過前（規則第15条）のいずれかに該当する場合があります。

手続きといたしましては、評価書の改訂案を作成し、市民意見募集、第三者点検を経た後に公表することとされております。今回の再評価は、①と③に該当するために実施して

おります。

なお、①重要な変更にあたるものは、特定個人情報保護評価に関する規則及び特定個人情報保護評価指針に規定されております。評価書の項目欄にアスタリスクがついている箇所が重要な変更にあたります。

続きまして、「3 評価書の主な改訂内容」についてご説明いたします。資料2の新旧対応表についても併せてご覧ください。システムや情報の取り扱いについての変更はございませんが、主な改訂内容は大きく2点でございます。

1点目は、税務事務における公金受取口座の利用について、事務の内容欄に追記を行いました。こちらは評価書の項目欄にアスタリスクがございます。重要な変更には位置付けられているため、今回の再実施に合わせて記載をいたしました。

2点目は、番号法改正に伴う、引用条文の修正を行いました。こちらは項目欄のアスタリスクの有無にかかわらず、軽微な修正として取り扱われ、重要な変更には当たりません。なお、法令の条文ずれ等による記載の修正は毎年行う見直しで行っております。また、その他に組織改正に伴う組織名の修正等の軽微な変更も行っておりますので、詳細は評価書巻末の別添3変更箇所をご覧ください。

続きまして、「市民意見の募集の結果」についてご説明いたします。こちらは資料3に詳細を載せております。

今回、審査会に付すにあたり市民意見の募集を行いました。これは規則第7条に定められているものです。意見の提出が1件ございました。内容は、「書かれている内容がよくわからない。パソコンを使わない人には関係ないのでは」といったものでございます。

評価書案については、ページ数も多く読みづらい部分もあろうかとは思いますが、しかし、評価書自体は国で定められた様式でございますので、これを北九州市で変更することはできません。今後、意見募集では概要をわかりやすく記載することを心がけることで、このご意見を反映してまいりたいと考えております。

なお、この意見に基づいた評価書の改訂案への修正は、ございませんでした。

最後に今後のスケジュールをご案内いたします。

本審査会の承認をいただいた上で、評価書58ページの第三者点検欄の記載を整えて12月下旬までに国へ提出し、その後、市のホームページでも公表を予定しております。

以上で説明を終了いたします。

○質疑応答

(審査会委員) 税務事務における公金受取口座の利用について事務の内容に追記を行ったとあるが、記載箇所はどこか。

(税制課) 評価書本体の3ページのI基本情報の1の②事務の内容で(11)を追記している。

(審査会委員) 事務概要としては、地方税の還付をする際に公金受取口座を利用するとい

うことか。

- (税 制 課) そのとおり。還付を行う際、本人に還付先口座の確認を行うが、公金受取口座での受取の申し出があれば、市から国のシステムにアクセスし、登録されている口座情報を取得してその口座に還付する。
- (審査会委員) その方が早く事務が行えるということか。
- (税 制 課) そのとおり。また、口座情報を正確に受け取れるというメリットもある。
- (審査会委員) それ以外は、番号法改正に伴う修正であっているか。
- (税 制 課) そのとおり。改訂の契機は前回実施から5年を経過したことで、誤記等の修正も行っているが、主な修正は公金受取口座利用と番号法改正に伴う修正である。
- (審査会委員) このタイミングで公金受取口座を利用することになった背景を教えてください。全国的な動きだろうか。
- (税 制 課) 国からの通知文はないが、積極的に利用してほしいという話をいただいている。また、市民から公金受取口座を登録しているのにどうして利用しないのかとの問い合わせも発生している。
市民要望への対応と北九州市の事務効率化を目指して、公金受取口座の利用のための整備を行った。
- (審査会委員) 公金受取口座が正確に登録されているかどうかの懸念はあるが、大丈夫か。
- (税 制 課) 市民が登録をする際、口座番号を金融機関に確認する仕組みがないため、稀に誤りが発生しているが、国が色々な給付金を行う中で、本人以外の口座情報等の誤ったデータは訂正を促しており、誤ったデータは解消されてきていると聞いている。
利用して登録データをブラッシュアップしなければ利用頻度はあがらないため、正確性の向上も含めて利用していきたいと考えている。
- (審査会委員) 今まで北九州市では公金受取口座を利用していないのか。
- (税 制 課) 北九州市で利用した実績は確認できていない。税務事務ではまだ利用しておらず、税務事務以外の給付金事務についても利用していないと聞いている。
- (審査会委員) 公金受取口座の利用について関連規定の整備が必要となるのか。
- (税 制 課) 還付口座を指定する書類の様式や事務手順の見直しは必要だが、規定の整備は不要と考えている。
- (審査会委員) 関連規定の整備が必要ないということは、この審査会の承認で実現できるということか。
- (税 制 課) 法律上、税務事務での公金受取口座の利用は許容されている。公金受取口座の利用がマイナンバーを利用する事務にあたるため、評価書に追記する

ことが関係規定の整備にあたりと考えている。また、強制的に公金受取口座に振り込むわけではなく、本人が希望した場合に利用できるようになる。

(審査会委員) 市民の方の意見で、何が書かれているかよくわからないとあった。パブリックコメントを実施する際は、内容を市民にわかりやすく伝えなければ意味をなさないと感じるので今後は配慮が必要である。

(税制課) 承知した。

(審査会委員) 公金受取口座について不信感があるような報道もあるため、パブリックコメントにおいては、もう少し公金受取口座の利用を前面に出す内容の方がわかりやすいと感じた。

(税制課) 承知した。

(審査会委員) 6ページの国税連携システムについて、他のシステムとの接続にチェックがないが他システムとの連携が行われていないのか。

(税制課) 国税連携システムは確定申告の情報を受け取るシステムだが、USBメモリを用いてデータの取得を行っており、他のシステムと直接接続をしていないことからそのような記載としている。

(審査会委員) 国税連携システムから取得する情報の範囲は、特定の人の情報か、それとも全ての情報か。

(税制課) 各税務署から北九州市に住所を有する方の全ての情報を取得している。

(審査会委員) 他のシステムと直接接続をしていない理由はあるのか。将来的には接続する予定はあるか。

(税制課) 元々、別のシステムとして構築されており直接接続がない状況。将来的には直接接続できるよう国に要望を行っている。

(審査会委員) 42ページのリスクへの対策について、「十分である」が選ばれているがどのくらいのレベルを表しているのか。リスク対策については「特に力を入れている」とすべきではないか。

(税制課) 「特に力を入れている」は、どのレベルを達成した状況で選択するか判断に迷うため選択しておらず、市のセキュリティ基準や国のガイドラインで定めるレベルに達しているという意味で「十分である」を選択している。

(審査会委員) 他の自治体で、国の基準以上の対策を行っている自治体はあるのか。

(税制課) 把握していない。

(審査会委員) 過去5年間で取扱いに関するトラブルや事故の発生はあるか。また、発生した場合の対応状況は。

(税制課) 北九州市では大きな事故や事件は起きていない。

他都市では廃棄したハードディスクの転売により情報が一部抜き出せる事

故が発生したと報道があり、それを受けて北九州市では、個人情報を含むハードディスクについては必ず破壊して破棄するようにとの対策が情報政策部門から示されたことから、税務事務においてもそのように取り扱っている。

また、その他にもシステム利用時の多要素認証や操作ログの確認を行い、不正な利用がないか確認を行っている。

(審査会委員) 45ページのリスク4で「許可されたUSBメモリ」と記載があるが、誰が許可するのか。

(税制課) 各課の所属長が許可を行う。また、USBメモリ自体も情報部門から利用を許可されたものを使用しており、許可のないUSBメモリを端末に差ししても認識しない設定となっている。

(審査会委員) 同項目の「端末に業務用データが残らない」の意味合いを教えてください。

(税制課) 端末は税務システムに接続して照会・更新などを行い、データ自体は税務システム内に保存されている。端末は操作する機能のみでデータが保存されない仕組みとなっている。

(審査会委員) 53ページの「具体的な対策の内容」欄の「証明書コンビニ交付システムデータセンターにおける措置」についてはどういう意味か。また、現在発行している証明書の種類は何か。

(税制課) 現在、所得額証明書と納税証明書を発行している。証明書コンビニ交付システムで利用するデータはデータセンターで保管しており、入退室管理や有人監視などのセキュリティ対策がとられているという意味である。

(審査会委員) 「他テナントとの混在によるリスクを回避する」とは何か。

(税制課) データセンター内でデータ保存するエリアを他の事業者と分けているという意味である。

(審査会委員) コンビニエンスストアの事業者が海外の事業者から買収され場合、保管上は問題がないのか。

(税制課) コンビニエンスストアがデータセンターを運営しているものではない。コンビニエンスストアはデータを保管しておらず、印刷機の役割を担っているだけであるため問題はない。

(審査会委員) 56ページのその他リスク対策で、監査や従業員に対する教育・啓発が書かれているが、実施状況はどう管理しているか。

(税制課) 自己点検については、年に1度、市全体での業務マニュアルの見直しの機会に個人情報の取扱いについて不備がないかの確認を行っており、適切に業務マニュアルが整備されている。

監査については、デジタル市役所推進室が定期的に行う外部監査を受けている。

従業員に対する教育・啓発については、マイナンバーを取り扱う事務の従事者に係るeラーニングを年に1回受講している。

(審査会委員) 全職員を対象とした研修とは何か。

(税制課) マイナンバーを取り扱う事務の従事者に係るeラーニングとは別に全職員を対象とした情報セキュリティ研修を行っている。マイナンバーの取扱者は前述の研修と本研修の両方を受講している。

(審査会委員) eラーニングで対象者全てが受講済みかの管理をしているか。

(税制課) 管理している。eラーニングは受講者が最後まで受講しないと完了のステータスにできない仕組みになっている。また、定期的に未受講者を確認し、受講勧奨している。

(審査会委員) 公金受取口座の利用についてコロナ給付金以外に何かがあるか。また、国で起きたトラブルを元に北九州市ではどのような対策を行う予定か。

(税制課) 公金受取口座を利用できるものについて、例としては、今年度行われた特別減税において減税しきれない額の給付が挙げられる。また、国で起きたトラブルで口座情報の誤登録があったが、国の指導によりデータは正確なものになってきていると認識しており、利用しながらブラッシュアップしていきたいと考えている。

(審査会委員) 11ページ以降の委託の記載で一部再委託を行っているが、再委託を行わない方がよりセキュリティが高くなると思うが問題がないと考えて委託しているのか。それとも今後公金受取口座も取り扱うため、変更する予定があるか。

(税制課) 北九州市では基本的には再委託は認めていないが、受託者のみでは履行が困難な場合に、事前に事業者からの再委託申請を元に業務の一部について再委託を承認することがある。

再委託の承認にあたっては、セキュリティ対策やプライバシーマークなどの確認、従事者からは法令順守の誓約書の徴取等委託先と同様のセキュリティのチェックを行っており、再委託であってもその事業者が要件を満たしていれば問題ないと考えている。

(審査会委員) 公金受取口座を新たに取り扱うにあたっては、元々取り扱っている高度なプライバシー情報である税務情報と同様、適切に管理していくということか。

(税制課) そのように考えている。

意見聴取終了

(審査会委員) 以上を踏まえ、答申書を作成する。